

別表 1（第 3 条関係）

補助対象経費	I C T（情報通信技術）やロボット技術を活用した林業機械及び設備を導入する初期費用（通信費を除く。）とする。 ただし、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、地域や山林、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。
対象となる機械及び設備	I C T（情報通信技術）、ロボット技術等の先端技術を活用する次に掲げる機械及び設備とする。 (1) ドローン（苗木運搬等林業用） (2) 丸太検知システム（音声判別機能付き、画像判別機能付き） (3) パワーアシストスーツ (4) I o T等情報通信技術を活用したセンシング・モニタリングシステム（データ・情報の共有が可能であること。） (5) 経営管理システム※ ((1)～(4)を合理的に使用するために必要な場合に限る。) (6) その他市長が特に必要と認めるもの

※ ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び林業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するもの

別表 2（第 4 条関係）

補助対象者	経営の形態	経営基盤	補助率
第 2 条第 1 項に掲げるもの	—	右京区京北以外	1 0 分の 4 以内
	—	右京区京北	1 0 分の 4. 5 以内
第 2 条第 2 項及び第 3 項に掲げるもの	個別経営体	—	1 0 分の 3 以内
	組織・団体	右京区京北以外	1 0 分の 4 以内
		右京区京北	1 0 分の 4. 5 以内